

2024 年第 187 號法律公告

《2024 年強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) (修訂) (第 2 號) 公告》

(由財經事務及庫務局局長根據《強制性公積金計劃條例》(第 485 章) 第 19N 條作出)

- 生效日期
本公告自 2025 年 3 月 5 日起實施。
- 修訂《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) 公告》
《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) 公告》(第 485 章，附屬法例 N) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。
- 修訂附表
附表——
加入
“6. 東亞 (強積金) 集成信託計劃 2025 年 3 月 5 日”。

財經事務及庫務局局長
許正宇

2024 年 12 月 10 日

註釋

本公告修訂《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) 公告》(第 485 章，附屬法例 N)，以指明 2025 年 3 月 5 日為《強制性公積金計劃條例》(第 485 章) 第 19M(1) 條開始就東亞 (強積金) 集成信託計劃的核准受託人的職能 (不屬該條例第 19M(4) 條所界定的特定職能者) 而適用於該受託人的日期。